

## 就学援助費支給認定の特例についてのご案内

狭山市では、経済的な理由により公立小・中学校で必要な学用品の購入や給食費の支払が困難な保護者に対して、必要な費用の一部を援助しています。

認定に当たっては、令和元年（平成31年）中の所得を元に審査・認定していますが、新型コロナウイルス感染症による影響により令和2年中の収入が急減した方について、令和2年度に限り、特例的に認定基準を設けます。

認定を受けるに当たっては、申請が必要です。

申請期日	認定期間	認定日	結果通知日
令和2年8月31日	令和2年7月～令和3年3月まで	令和2年9月1日	令和2年 9月上旬（予定）

### 1. 対象となるご家庭

次のいずれかに該当し教育委員会が認める方

- 令和2年1月1日から7月31日までの間に、申請者又は申請者と同じ世帯で最も所得が多い方のいずれか一方が、解雇等による非自発的失業となった
- 令和元年（平成31年）中の総所得金額が400万円以下で、かつ、令和2年1月から7月までの間、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、申請者若しくは申請者と同じ世帯で最も所得が多い方の給与収入又は事業収入が前年同月比で20%以上減少した月がある方

### 2. 援助の内容

学校給食費・学用品費等・校外活動費・修学旅行費・生徒会費・卒業アルバム代等・医療費（医療費は一部の方を除いて原則支給されません。子ども医療費助成制度をご利用ください）

### 3. 申請書の配布と申請場所

- 申請書の配布 → 学務課（市役所5階） 又は 狭山市のホームページ
- 申請場所 → 学務課（市役所5階）

**※学校では申請書の配付・受付をしておりません。**

### 4. 申請書類

- 申請書
- 預金通帳のコピー等、振込先口座情報がわかる書類 ※必須
- 添付書類（裏面参照）

## 5. 添付書類

①令和2年1月1日から7月31日までの間に解雇等による非自発的失業となった方  
→添付書類：雇用保険受給資格者証（※雇用保険被保険者証ではありません）  
（「離職理由コード」が11、12、21、22、31、32、33、34の場合に該当となります）

②平成31年1月～令和元年7月の任意の月の収入が、令和2年同月にかけて20%以上減少した方  
（1）給与収入の方

→添付書類：次の全ての書類

ア 平成31年1月から令和元年7月までの任意の月の給与明細

イ 令和2年の上記アと同じ月の給与明細

※退職によりイがない場合は離職票等

（2）個人事業主（青色申告）の方

→添付書類：次の全ての書類

ア 令和元年(平成31年)分の確定申告書第一表の控え

イ 令和元年(平成31年)分の所得税青色申告決算書の控え

ウ 令和2年1月から7月までの任意の月の月間事業収入が分かるもの

（3）個人事業主（白色申告）の方

→添付書類：次の全ての書類

ア 令和元年(平成31年)分の確定申告書第一表の控え

イ 令和2年1月から7月までの任意の月の月間事業収入が分かるもの

※給与収入と事業収入の両方を受けている方については、いずれか収入額が多いほう、又は両方を提出して下さい。